



**R&Aルールズリミテッド  
上訴手続きと規定**

**1. 総則**

1.1. この手続きと規定は下記の裁定に関連して生じた上訴に適用する。

- 1.1.1. アマチュア資格規則の施行手続きの3.3項に関してアマチュア資格本委員会によって行なわれた裁定。
- 1.1.2. アマチュア資格復帰手続きの3.3項に関してアマチュア資格本委員会によって行なわれた裁定。
- 1.1.3. ゴルフ用具規準についての裁定手続きの3.3項に関してエキップメントスタンダード本委員会によって行なわれた裁定。
- 1.1.4. 人工の機器と異常な携帯品の使用についての裁定手続きの3.3項に関してゴルフ規則本委員会によって行なわれた裁定。

1.2. すべての上訴はR&Aルールズリミテッドの3名のディレクターからなる上訴委員会（以下「上訴委員会」）宛になされることになり、上訴人から上訴委員会のセクレタリー（R&A Rules Limited, Beach House, Golf Place, St Andrews, Fife KY16 9JA）宛に、1.1項で示されている文書による裁定を知らせる手紙の日付から42日以内、あるいは上訴人と上訴委員会の間で合意した期間内に文書で通知されなければならない。

1.3. 上記1.1項で言及される裁定への上訴は、以下の理由が1つ以上ある場合にだけ行うことができる。

- 1.3.1. 関連する委員会の裁定がアマチュア資格規則あるいはゴルフ規則の誤用によるものであった。
- 1.3.2. 関連する委員会の裁定がそれ以前の実事によって裏付けされてなかった。
- 1.3.3. 関連する委員会の裁定に手続き的な重大な不備があった。
- 1.3.4. アマチュア資格の喪失やアマチュア資格の復帰待ち期間を課すことについてアマチュア資格委員会によって行なわれた裁定に関して、制裁措置や課された期間が過度のものであった。

1.4. 上訴の理由を文書で告知する際に、上訴者はそうした理由に基づく上訴について予備の理由もまた提示しなければならない。

1.5. 試みた上訴が1.3項で提示されている理由に該当しない場合、あるいは1.2項に提示されている期間外になされた場合、こうした規定に基づく適切な上訴とはならず、上訴委員会によって審査されないことがある。

## 2. 上訴委員会による受領

2.1. こうした規定にしたがって、合法的な上訴を受領したら、上訴委員会は、合理的な時間内に、上訴を受け取ったことを上訴者へ文書で知らせ、その上訴が文書による供述として取り扱われることを確認することとする。

2.2. 上記2.1項に関わらず、上訴委員会は、すべての状況において、そうすることが公正さのためであると考えられる上訴についての口述のヒヤリングに合意する自由裁量権を有するものとする。

2.3. この段階で、上訴委員会はまた当初の裁定に責任がある委員会に手紙を出し、上訴委員会からの手紙の日付から21日以内に、上訴されている裁定の詳細、その上訴が委員会によって反対される場合には、その理由を提示した文書による供述を含めた裁定についてのすべての理由を文書で提供するように依頼することとする。

2.4. 2.3項に基づき、委員会の文書による供述を受領したら、上訴委員会は委員会の回答を上訴者に転送することとする。

## 3. 文書による供述（証明書）

3.1. 上訴者は、上訴委員会へ上訴についての完全な文書による供述を提出するために、委員会の文書による供述を同封した上訴委員会の手紙の日付から21日間有することとする。

3.2. 文書による供述は以下のものを含むこととする。

3.2.1. 上訴者が上訴の理由を支持するために関連すると考える書証。

3.2.2. 上訴を支持するさらなる根拠。

3.2.3. 上訴者が上訴委員会のための背景として関連していると考えられる追加情報。

## 4. 上訴のヒヤリング

4.1. 上訴のヒヤリングが上記2.2項に基づいて開催される場合、上訴委員会は、合理的な期間内に、上訴者と委員会に少なくとも21日前までの告知を与えて、ヒヤリングの時間と場所を決定することとする。

4.2. これらの規則のどこかに規定されている場合を除いて、上訴委員会はヒヤリングでの手続きを決定することとする。

4.3. 上訴者は自ら、あるいは法廷弁護士、事務弁護士またはその他の者が代表して、証言することができ、より関係のある参考人を1名招集する権利がある。

4.4. 上訴委員会は適切だと考えた場合に上訴者が上訴を行なっている委員会からの代表者

を含め、そのような法廷弁護士、事務弁護士やその他の者から話を聞くことができる。上訴委員会の自由裁量により、また自然的正義にしたがって、そのような者は1名以上の関係のある参考人を招集する権利がある。

- 4.5. 上訴者や上記4.4項にしたがって現れた者が、正式に通告されたヒヤリングに出席することや代表となることができず、上訴委員会がそうした欠席について十分な理由がないと思った場合、上訴委員会はそうした者たちが欠席のままにヒヤリングを行い上訴を決定するか、その自由裁量によりヒヤリングを延期することができる。

## 5. 上訴委員会の裁定

- 5.1. 上訴委員会は下記の1または複数の行動をとることができる。

5.1.1. 委員会の裁定を確定する。

5.1.2. 委員会の裁定を取り消す。

5.1.3. 委員会の裁定を変更する。

5.1.4. 委員会の裁定を上訴委員会の裁定に置き換える。

5.1.5. 委員会の裁定を上訴委員会によってなされたコメントの観点から再考するようにその委員会に差し戻す。

- 5.2. 上訴委員会はその裁定とその理由を、上記2.2項に基づく口述でのヒヤリングの実施から14日以内に、あるいは上記3.1項に基づき上訴者からの文書による供述を上訴委員会を受領してから28日以内に、文書で上訴者に通知することとする。

- 5.3. 上訴委員会の裁定は最終とする。